

いじめ防止対策基本方針（改訂版）

新潟市立 太夫浜小学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」平成 25 年法律第 71 号第 2 条）

下記 4 つの要件（①～④）に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも「児童生徒」である。
- ② 加害者と被害者が、「一定の人間関係」にある。
- ③ 加害者が被害者に「心理的又は物理的な影響を与える行為」を行っている。
- ④ 被害者が「心身の苦痛」を感じている。

2 いじめの防止等に向けた方針

【教育ビジョン重点目標】

「認め合い支え合う子」

(1) いじめを生まない学校づくり

◆社会的規範を身に付けさせるとともに、自己肯定感を高める。

- 規範意識を高め、「いじめを決して許さない」という心を育てる。
- 自己肯定感や自己有用感を育てる。
- お互いの人格を尊重し合う心を育てる。
- いじめの背景にあるストレスに対処できる心を育てる。

◆確かな学力と学習への意欲、自己学習能力を育てる。

- 温かく落ち着いた学級風土をつくり、一人一人を生かす教育活動に努める。
- 分かる授業・できる授業の実施に努める。
- 学習内容の定着を図る。

◆事前の活動や事後の活動を重視し、一人一人の集団活動への参加意欲を高める。

○ふれあい班活動

年間を通し、ふれあい班（縦割り班）で、学校行事や児童会行事に取り組む。

○話し合い活動・学級会

話し合い活動や学級会等を通し、「自己のめあて」や「班のめあて」をはっきりさせてから、ふれあい班（縦割り班）の活動に取り組む。

○振り返り活動

ふれあい班（縦割り班）の活動後に自己評価と相互評価をし、次の活動への意欲をもたせる。

(2) いじめの早期発見

○教職員の姿勢

- ・教職員は児童に積極的に関わり、児童の多面的な理解に努める。
- ・教職員は自分の言動や行動がいじめの助長につながらないように、指導にあたる。
- ・「情報共有」「共通理解」を図るため、「校内いじめ対応ミーティング」は即日実施し、事実把握のための調査、対処のための方針や方法を協議する。また解決に向けて児童への適切な指導を行う。
- ・学校や家庭、児童の健全育成に関わる関係諸団体や機関と連携し、情報交換と行動連携に努める。
- ・いじめが解消したように見られる場合でも、3か月を目安に継続的に丁寧な指導を行い、再発防止に取り組む。

○子どもを語る会

- ・前期後期の計2回「子どもを語る会」を実施する。
- ・毎週の職員終会で各学級での子どもの様子を伝える時間を確保し、情報交換に努める。

○いじめ防止アンケートと連動した教育相談

- ・「いじめ防止アンケート」と連動して児童一人一人に「教育相談」を実施し、児童一人一人の声に耳を傾ける。
- ・アンケート実施の際は、即日に複数人でチェックを行い、早期発見・早期対応に努める。

~~○アセスの実施~~

~~・年2回実施し、分析結果を基に正しい判断と支援を行う。~~

(3) インターネットによるいじめの防止策

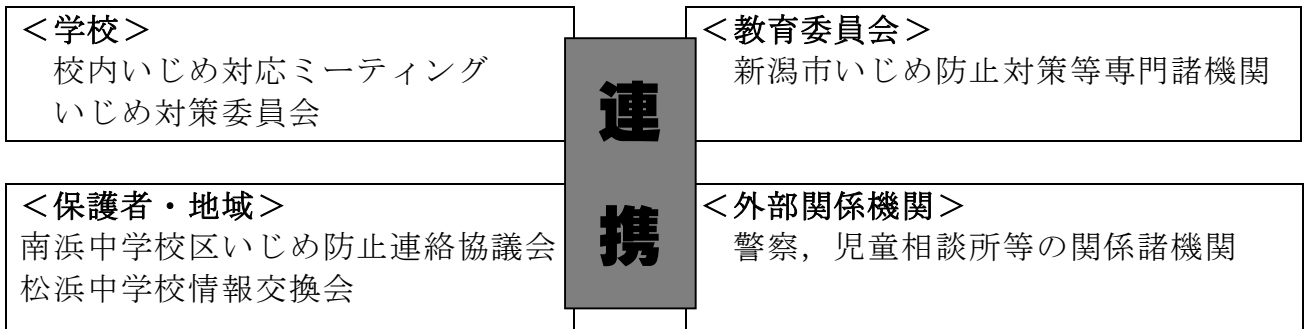
児童の携帯電話やインターネットに接続可能な機器等の利用状況を調査し、適切な利用について児童・保護者に啓発活動を行い、情報モラル教育の充実に努める。

(4) 地域・保護者との連携

連絡帳や個別懇談等、地域・保護者から寄せられた情報に対しては、丁寧に対応し連携に努める。

3 いじめに対する処置

万が一いじめ重大事態が発生した場合、以下に示す措置を行い、全力でその解決に当たる。



※【校内いじめ対応ミーティング】

- いじめの状況についての報告を受け、メンバー内での情報共有・共通理解を図る。
- 事実関係の把握のための調査を行い、対処のための方針や方法を協議する。
- 解決に向けて、児童生徒への指導を行う。
- 「校長，教頭，教務主任，生活指導主任，関係児童生徒の学級担任・学年主任，その他事案に関係する職員等」で構成する。
- 「校内いじめ対応ミーティング（メモ用紙）」を活用する。

※【いじめ対策委員会】

- いじめの防止等に関する取組について協議することを通して、子どもをいじめから守る取組の充実を図る。
- 重大事態が発生した場合など、必要に応じて臨時の会議を開催し、問題解決の方針や対応について協議し、対処する。
- 「教職員，スクールカウンセラー，心理や福祉の専門家，弁護士，医師，教員・警察官経験者などの地域人材等」で構成する。

4 いじめの重大事態への処置

いじめは、決して許されない行為であるが、万一、いじめの重大事態(以下重大事態と表記する)が発生した場合は、学校（教職員）が全力でその対処に当たる。

(1) 重大事態とは以下の場合を想定する。

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 児童の身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 児童の金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 児童が精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

(2) 重大事態が発生した場合の初期対応

重大事態が発生した場合，学校はいじめに係る情報を迅速に収集・整理し，その概要を把握し，速やかに教育委員会に報告する。また，いじめの内容が犯罪行為として取り扱われると認められる場合は，所轄警察署と連携して対処する。

(3) 調査結果の提供及び報告

学校はいじめを受けた児童等に対して，事実関係について，適切な方法で情報を提供するとともに，必要に応じて経過報告をする。

(4) 被害者及びその保護者への対応

学校は被害者から状況，事実等について丁寧に聴き取りを行う。また，被害者からの聞き取りが困難または不可能な場合，適切な方法で調査を実施する。

被害者やその保護者に対して，明らかになった事実関係について，適切な方法で情報を提供する。

(5) いじめを行った児童及びその保護者への対応

学校は加害者から状況，事実等について丁寧に聴き取りを行う。

加害者にはその行為が決して許されない行為であることを十分認識させ，決して繰り返さないよう指導する。また，心からの反省を促すとともに，その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

加害者の保護者に対しては，いじめに係る事実を丁寧に伝え，その行為の重大さを加害者と共に認識させるとともに，解決に向けた道筋を示し，協力を求める。

平成27年4月 1日 策定
平成29年8月28日 一部改訂
令和 3年7月 9日 一部改訂
令和 6年4月 2日 一部改訂

新潟市立太夫浜小学校長